运
傍
線
部
分
7,5
は
改
<u></u>
正
部
디디
分
\sim

2 (略)	2 (略)
受けなければならない。	けなければならない。
掲げる施設を変更しようとするときは、主務大臣に申請し、その承認を	掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受
する事項に限る。)若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に	する事項に限る。)若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に
五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関	五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関
た養成所(以下「指定施設」と総称する。)の設置者は、前条第一項第	た養成所(以下「指定施設」と総称する。)の設置者は、前条第一項第
第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受け	第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受け
(変更の承認及び届出)	(変更の承認及び届出)
2 (略)	2 (略)
一~十一 (略)	一~十一 (略)
を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。	記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。
設置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。)	置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。)を
律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の	第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設
、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法	次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律
「主務大臣」という。) の指定を受けようとするときは、その設置者は	「行政庁」という。)の指定を受けようとするときは、その設置者は、
第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は厚生労働大臣 (以下	第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事 (以下
(指定の申請手続)	(指定の申請手続)
現行	改正案
-	

3 又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、 指定施設の設置者は、 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項 教育課程及び入学定員又は入 行

所定員に関する事項を除く。)に変更があったときは、一月以内に、

政庁に届け出なければならない。

(報告)

第五条 を行政庁に報告しなければならない。 指定施設の設置者は、 毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項

<u>\{</u> (略

(報告の徴収及び指示)

第六条 行政庁は、 指定施設につき必要があると認めるときは、その設置

者又は長に対して報告を求めることができる。

2 適当でないと認めるときは、 行政庁は、 指定施設の教育の内容、 その設置者又は長に対して必要な指示をす 教育の方法、 施設、 設備その他が

(指定の取消し)

ることができる。

第七条 の設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、 行政庁は、 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はそ 指定施設の指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請手続

3 所定員に関する事項を除く。)に変更があったときは、一月以内に、 又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、 指定施設の設置者は、 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項 教育課程及び入学定員又は入 主

(報告)

務大臣に届け出なければならない

第五条 を主務大臣に報告しなければならない。 指定施設の設置者は、 毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項

(略)

(報告の徴収及び指示)

第六条 主務大臣は、 指定施設につき必要があると認めるときは、 その設

置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 することができる。 が適当でないと認めるときは、 主務大臣は、 指定施設の教育の内容、 その設置者又は長に対して必要な指示を 教育の方法、 施設、 設備その 他

(指定の取消し)

第七条 主務大臣は、 の設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はそ 指定施設の指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請手続

は、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出し きは第八条 指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするとき 第八条

一~三(略)

なければならない。

(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)

掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の)の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。第九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第

字句と読み替えるものとする。

行政庁に協議す	行政庁に申請し、その承認を受けな	項質
(略)	(略)	第三条第一
(略)	(略)	(略)
	ければならない。	
	記載した申請書を行政庁に提出しな	
ものとする。	第十一号に掲げる事項を除く。)を	
政庁に申し出る	置する学校又は養成所にあっては、	
書面をもって行	定する公立大学法人を含む。)の設	
	第百十八号)第六十八条第一項に規	
号までに掲げる	方独立行政法人法(平成十五年法律	
第二号から第十	次に掲げる事項(地方公共団体(地	項
	(略)	第二条第一
ı		

出しなければならない。
きは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提界八条 指定施設について、主務大臣の指定の取消しを受けようとすると

一~三 (略)

)の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。第九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)

字句と読み替えるものとする。

掲げる規定中の字句で、

同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄

-											
項	第三条第一	(略)								項	第二条第一
主務大臣に申請し、その承認を受け	(略)	(略)	なければならない。	記載した申請書を主務大臣に提出し	第十一号に掲げる事項を除く。)を	置する学校又は養成所にあっては、	定する公立大学法人を含む。)の設	第百十八号)第六十八条第一項に規	方独立行政法人法(平成十五年法律	次に掲げる事項(地方公共団体(地	(路)
主務大臣に協議	(略)	(略)			るものとする。	務大臣に申し出	書面をもって主	事項を記載した	号までに掲げる	第二号から第十	(略)

	ければならない。	るものとする。
(略)	(鮥)	(略)
第三条第三	(略)	(略)
項	(略)	
	行政庁に届け出なければならない。	行政庁に通知す
		るものとする。
第五条	(略)	(略)
	行政庁に報告しなければならない。	行政庁に通知す
		るものとする。
(略)	(略)	(略)
第八条	(略)	(略)
	次に掲げる事項を記載した申請書を	次に掲げる事項
	行政庁に提出しなければならない。	を記載した書面
		をもって行政庁
		に申し出るもの
		とする。

するものとする。

(略)

(略)

(略)

を記載した書面

次に掲げる事項

するものとする。

(略)

(略)

主務大臣に通知

主務大臣に通知

するものとする。

(略)

をもって主務大

臣に申し出るも

のとする。